

多摩地域福祉有償運送運営協議会

(令和4年度 第1回)

会 議 録

会 議 名	令和4年度多摩地域福祉有償運送運営協議会	
日 時	令和4年7月12日（火） 午後1時30分～午後3時00分	
場 所	（新型コロナウイルス感染防止のため、オンラインにて実施）	
確認者	委 員	田淵、矢島、谷口、中村、秋山（途中退席）、藤井、島津、町田（代理出席）、高橋、大和田、清家（代理出席）、島田、小野澤、山田（代理出席） （14名）
	事 務 局	武蔵村山市（多摩市・稲城市は委員に同席）
欠 席 委 員	3名（委任状による代理出席あり）、途中退席1名	
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員紹介及び挨拶 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> （1）設置要綱の改正についての報告 （2）自家用有償旅客運送の制度改正及び事例についての説明 （3）運営協議会に協議申請された事項の審査について 4 その他 <ol style="list-style-type: none"> （1）登録団体のヒヤリハット等事例について （2）その他 	
公開・非公開の別	公開	
傍 聴 人 の 数	10名（全て構成市関係）	
配付資料	<p>事前送付資料</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）次第 （2）令和4年度第1回運営協議会協議予定団体一覧 （3）更新登録申請団体要件確認表（5団体・5件分） （4）変更協議申請団体書類（1団体・1件分）※自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書等 （5）事前意見・質問・その他記入票（メールで電子データも送付しています） （6）【資料1】多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿 （7）【資料2】79条登録団体等一覧表 （8）【資料3】需給状況等一覧（5市町分） （9）【資料4】登録団体におけるヒヤリハット等事例一覧表 （10）自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の制度改正について（新旧） （11）東京交通新聞記事について （12）多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱 （13）多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱（新旧） （14）（参考）福祉有償運送の登録に関する処理方針について（新旧） （15）（参考）道路運送法第79条の12（新旧） （16）令和4年度第1回多摩地域福祉有償運送運営協議会におけるWEB会議の各種留意事項について 	

【運営協議会事務局】 お時間になりましたので、始めさせていただきます。よろしくお願いたします。

そうしましたら、本委員会の開会に先立ちまして、事前に配付いたしました資料の説明と本日の進行要領について事前に説明をさせていただきます。

まず会議の進行につきましては、事前に配付しております次第に沿って進行いたしますので、よろしくお願いたします。

そうしましたら、事前に配付しております会議資料について説明をさせていただきます。ちょっと画面上にもこちら表示させていただきますので、お待ちください。

そうしましたら、まず初めにこちらの次第、こちらをまず配付しております。続きまして、こちらの運営協議会の今回の協議予定団体の一覧となっております。こちらが運営協議会に協議申請された事項の審査についての審議資料といたしまして、更新登録申請団体要件確認表、5団体5件分配付しております。また、今回変更協議の申請が1件ございますので、変更協議の申請団体書類といたしまして、こちらの自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書等書類一式、こちらを1団体1件分配付させていただきます。

続きまして、こちらが資料の1として多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿を配付しております。続きまして、こちらが資料の2といたしまして、79条登録団体等一覧表を配付しております。続きまして、こちらが資料の3といたしまして、需給状況等一覧を今回の協議団体数分添付させていただきます。続きまして、こちらが資料の4といたしまして、登録団体におけるヒヤリハット等事例一覧表、こちらを配付しております。

そのほかの資料といたしまして、こちらが議題の中の自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の制度改正についての説明用資料といたしまして、自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについての新旧対照表、こちらを添付しております。また、制度改正に伴う事例紹介用の資料といたしまして、東京交通新聞記事の抜粋、こちらも併せて配付しております。

また、今回、本協議会に係る設置要綱の改正があったことから、議題の説明用資料といたしまして、多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱、あとこちらの設置要綱の新旧対照表、こちらが福祉有償運送の登録に関する処理方針について、こちらも新旧対照表、またこちらが道路運送法第79条の12に関する新旧対照表となっております。

こちらは最後となりますけれども、今回、昨年度に引き続きウェブ会議による開催となりましたので、ウェブ会議における挙手機能等まとめました資料といたしまして、令和4年度第1回多摩地域福祉有償運送運営協議会におけるウェブ会議の各種留意事項についてということで資料のほうを事前にメール及び郵送により配付しておりますので、よろしくお願いたします。

一旦資料の、こちらの共有のほうは停止させていただきます。

随時進行の中で説明に要する資料につきましては、画面上で共有するようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、今回の会議におけます留意事項を説明させていただきます。

本会議は、設置要綱第11条の規定によりまして、運営協議会は原則公開となっております。公開用の会議録を作成いたしますので、発言のほうは録音をさせていただきます。発言いただく方につきましては、恐れ入りますが氏名を述べていただいてからお話しくさいますようお願いいたします。

また、通常時につきましては、マイクをミュートにさせていただいて、御発言される際にマイクをオンにいただき、御発言が終わりましたら再びマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

協議中「挙手をする」という機能を使う場面がございます。事前に挙手機能の使い方をまとめた資料をお送りしておりますので、再度確認ください。PCで参加される方につきましては、画面上の下のほうに手を挙げているマークがあるかと思っておりますので、こちらを押していただくと画面上に手のマークが表示されるような形になっておりますので、こちらの機能を御使用いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、公開用の会議録につきましては、発言者のお名前を、会長、副会長、委員、事務局という表示に変更させていただきます。個人の氏名は表示いたしませんので、御承知おきください。

また、傍聴の方に御連絡させていただきます。傍聴される方につきましては、録音、撮影は御遠慮いただいております。また、発言はすることができませんので、御承知おきください。協議の妨げになると会長が判断した場合につきましては、非公開とすることができる規定になっておりますので、今回は恐れ入りますが強制的に退出とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

すみません、長らくの説明恐れ入ります。

それでは、式次第に沿いまして本協議会の会長から進行をお願いできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】 よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより令和4年度第1回多摩地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

本日の出席委員は14名であり、設置要綱第7条第1項に定める定足数を満たしております。

【会長】 では私のほうから、続きまして、会議次第に基づく議題の(1)設置要綱の改正について事務局から説明をお願いいたします。

【運営協議会事務局】 そうしましたら、設置要綱の改正について事務局のほうから説明をさせていただきます。

今、配付しました資料のうち多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱及び設置要綱新旧対照表を御覧いただければと思っております。ちょっと画面上にも共有させていただきます。

そうしましたら、まず今回の改正につきまして2点ございます。

まず1点目につきましては、こちらの配付しております設置要綱の新旧対照表の1ページ及び2ページをお開きいただければと思います。

今回該当する項目といたしましては、設置要綱第4条のこちらの協議事項でございます。こちらの改正点といたしましては、2ページに記載してございます設置要綱第4条第2項の規定でございます。こちらが令和2年11月27日付で道路運送法第79条の12について改正がなされておりました、規定内容といたしましては、自家用有償旅客運送者の登録の取消し等について、合意による解除を定めていたものが、協議が調った状態、なくなったときに登録を取り消すと、そちらを定めているものでございました。

根拠法令には合意の旨の記載が改正されておりました、設置要綱と根拠法令の整合性もともと取れていなかったことが確認取れましたので、設置要綱第4条2項について法規定に合わせて今回改正をしたものでございます。

なお、参考といたしまして、福祉有償運送の登録に関する処理方針に係る令和2年11月27日付の新旧対照表と道路運送法第79条の12に係る新旧対照表も添付しておりますので、併せて御確認いただければと存じます。

2件目といたしましては、新旧対照表の5ページをお開きいただければと思います。こちらのほうでも展開させていただきます。

こちらが令和3年度に、本協議会に新たに小金井市が加入したい旨のお申出がありましたので、本年4月1日付をもちまして小金井市が本協議会に加入をすることとなりましたので、設置要綱の別表1の赤線で引いている部分、こちらの小金井市様が追加となる旨で改正をさせていただきました。

なお、小金井市様におかれましては、福祉有償運送を運営している団体は3団体でありまして、配付している資料2、多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体等一覧の2枚目の中段に対象団体を記載しております。今そちらも開かせていただきます。

ちょっと小さくて大変申し訳ないんですけども、北多摩東と書いてあるところの一番下段の3団体でございますね。該当団体につきましては、NPO法人ハンディサポートこがねいさん、NPO法人エンゼルの会、NPO法人自立生活センター・小平、こちらが新たに本協議会の協議予定団体に加わりますことを申し添えさせていただきます。

以上で設置要綱の改正について説明を終わらせていただきます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、この議題に対して委員の皆様の質問等あれば挙手ボタンを押していただかずでしょうか。お願いいたします。

(挙手する者なし)

特に何もありませんでしょうか。

なければ次に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議題の(2)自家用有償旅客運送の制度改正の事例についてです。

まず初めに、制度改正について、これは東京運輸支局の方って今いらしているんでしょ

うか。いらしてなければどうでしょうか。制度改正について、国土交通省関東運輸局東京運輸支局運輸担当の門井様から説明をお願いしたいんですけど、いらしていますか。

【運営協議会事務局】 事務局のほうからですと、一応画面上には表示があるんですが、今音声はお出しできませんでしょうか。

そうしましたら会長、私のほうからちょっと一部今回なぜ制度改正について御説明を求めようとした経緯だけお話しさせていただいてもよろしいでしょうか。

【会長】 そうですね。よろしくお願いいたします。

【運営協議会事務局】 はい、すみません。

ちょっと画面上にまた資料のほう共有させていただきます。

今回、東京運輸支局から御説明を求めさせていただいた項目としましてはこちらの自家有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについてということで、令和2年11月27日付で改正がなされているうちのこちらの対価の設定に当たっての考え方というところなんですけれども、従来ですと運送の対価はおおむね2分の1の範囲内であることというところが制度的に定まっていたところであったんですけども、令和2年の改正により運送の対価につきましては、当該地域におけるタクシーの上限運賃のおおむね2分の1の範囲内であること。ただし地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき2分の1を超える運送の対価を設定することも可能であると、こちらの制度改正がなされておりましたので、運輸支局の御担当者様から解釈等について説明を求めさせていただければということで今回御依頼をさせていただいたところでございます。

ちょっとやはり、画面上にはこちらから確認ができるんですが、ちょっと音声のほうが開いてこないような状況でございますので、会長、そうしましたら事務局から関連事例の紹介ということで移らせていただいても大丈夫でしょうか。

【会長】 はい、よろしくお願いいたします。

【運営協議会事務局】 はい、すみません。

ちょっとまた画面上に資料のほうを共有させていただきます。

すみません、お待たせいたしました。

こちらが先ほど事務局のほうから申し上げた2分の1を超える対価の設定に関する事例の紹介といたしまして、2022年2月7日の東京交通新聞の記事について抜粋をさせていただいたものとなっております。こちらの今画面上で展開しております新聞の記事の資料として配付しておりますので、お手元にあるようであれば御確認いただければと思います。

こちらは、名古屋市の福祉有償運送運営協議会におきまして、タクシー運賃のおおむね2分1を超える対価の承認を求め協議会としてこれを承認した旨ということで記事となっております。こちらの記事に記載のありますとおり、福祉有償運送運営の赤字解消等を求めまして、当協議会に対しても今後同様の変更協議が求められる可能性があることから、今回本記事を参考として紹介をさせていただきました。

委員の皆様におかれましては、本記事の内容を確認いただきまして、今後の協議にお役立ていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

そうしましたらこちらの事例の紹介については、事務局からの説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、この議題について委員の皆様から質問等があれば挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

ちょっと東京運輸支局のご担当者様がいらっしゃらないので、事務局としてもどこまで答えられるか分からないんですが。もしよろしければ、どなたかいらっしゃれば。議事録にはとどめておくことができますので。いらっしゃいますでしょうか。

(挙手する者なし)

特になければ次に進めたいというふうに思います。

それでは、議題の(3)の運営協議会に協議申請された事項の審査についてです。

各団体の審査概要につきまして事務局より御説明お願いいたします。

【運営協議会事務局】 では、引き続きまして事務局から説明をさせていただきます。

申請書類の形式的な要件につきましては、所管の自治体及び事務局のほうで確認をさせていただきます。

また、東京運輸支局への年度実績報告の提出、車両の表示、車内への登録証の整備、運行記録簿や点検簿の記入状況、旅客名簿の適切な管理、事故記録簿や苦情処理簿の配備等につきましては所管の自治体が確認をしております。

また、重大な事故の発生は各団体ともございません。法令の遵守につきましては、各団体より宣誓書の提出を受け、所管の自治体と事務局において既に確認をしております。

今回は、更新登録申請が5団体5件、変更協議申請が1団体1件でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、内容確認等につきましては、協議予定団体一覧に記載のございますNo. 1からNo. 6まで順番に説明をさせていただきます。

更新登録団体につきましては、配付しております更新登録申請団体要件確認表に基づき説明をさせていただきます。変更協議申請団体につきましては、自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書等書類一式に基づき説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めにNo. 1の特定非営利活動法人地域住民の安全生活応援団様でございます。

ちょっと今画面上に資料のほうを展開させていただきます。

今画面上に展開させてもらっていますのが更新登録申請団体要件確認表の地域住民の安全生活応援団様の分となっております。

こちらが更新登録の対象団体でございます。こちらの要件確認表を確認いただきまして、使用車両、運転者、運送対象、損害賠償措置に今回変更がございます。

後ほど補足の説明につきましては、各自治体、団体様のほうから御説明いただきますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

続きまして、No. 2の福生市社会福祉協議会様でございます。こちらにつきましても更

新登録の対象団体でございまして、こちらの要件確認表を御確認いただければと思います。変更のある項目といたしまして、運送主体の代表者、運転者、運送対象に変更が一部ございます。

続きまして、No. 3の特定非営利活動法人ケアサービスいずみ様でございまして、こちらでも更新登録の対象団体でございまして、今画面上に展開しております要件確認表を御確認いただければと思います。変更があった項目といたしまして、運転者及び運送対象に変更がございまして。

続きまして、No. 4の特定非営利活動法人みたかハンディキャブ様でございまして、こちらでも更新登録の対象団体でございまして、こちらの要件確認表を御確認いただければと思います。運送主体の代表者、運転者、輸送の安全及び旅客の利便の確保のうちの運行管理責任者及び運送対象に変更がございまして。

続きまして、No. 5の羽村市社会福祉協議会様でございまして、こちらでも更新登録の対象団体でございまして、配付しておりますこちらの要件確認表を御確認いただければと思います。運送主体の代表者、運転者、運送対象に変更がございまして。

最後となりますが、No. 6の特定非営利活動法人移動サービス・バイユアセルフ様でございまして。こちらは変更協議の対象団体であり、配付しております今画面上でも展開しております自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書を御覧いただければと思います。今回変更しようとする内容といたしましては、運送の対価の変更であり、運送の対価以外の対価については変更はございません。

また、こちらに添付しております資料といたしまして、ちょっと今画面上にも開かせていただきます。利用対価新旧対照表でございましてこちらを御確認いただければと思います。変更内容といたしましては、当該団体様につきましては、現在複数乗車が未実施の団体でございまして、今後、複数乗車を実施したい意向であることから、複数乗車を実施した際の対価について新たに設定をしたく、今指導に基づき協議をするものでございまして。

以上で今回の協議に係る団体様の説明を終わらせていただきます。駆け足の説明となり恐縮ではございますがよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、審査方法であります。更新団体5団体5件及び変更協議の1団体1件につきましては一括で審査をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

異議のある方は挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

(挙手する者なし)

異議なしと認めます。

それでは、協議予定団体、No. 1のNPO法人地域住民の安全生活応援団からNo. 6の特定非営利活動法人移動サービス・バイユアセルフまでの6団体の審査を一括で行います。

審査の流れとしまして、所管の八王子市から順に福生市、三鷹市、羽村市、小平市の順番で補足説明がありましたら御説明いただきますようお願い申し上げます。

また、各所管市の説明に際してNPO法人様からも必要があれば御説明くださっても結

構であります。

なお、各委員から事前に提出いただいた質問につきましては、質疑応答の冒頭に事務局から質問を読み上げさせていただきますので、一問一答に各所管市において対応をお願いいたします。

それでは、まず初めに八王子市から補足説明により更新団体のNPO法人地域住民の安全生活応援団の更新登録について説明をお願いいたします。

【八王子市】 八王子市の高齢者いきいき課と申します。

皆さん、聞こえておりますか。

【運営協議会事務局】 はい、聞こえております。

【八王子市】 ちょっと接続が不安定なので、ビデオだけオフにさせていただきます。

ではまず初めに八王子市の補足説明として需給状況について御説明いたします。

人口は今年の3月31日時点で56万1,457人、タクシーは10社運行していきまして車両の保有台数は292台となっています。ユニバーサルデザインタクシーが9社で160台、福祉タクシーが1社1台、介護タクシーが54社で77台、福祉有償運送は12団体で42台となっております。

次に、介護保険の要介護の認定者については、本年3月31日現在で2万866人、要支援の認者が8,834人となっています。

障害の認定者については、同じく3月31日時点で、身体障害者手帳の所持者が1万5,674人、愛の手帳所持者が4,893人、精神障害者保健福祉手帳の所持者が6,732人となっています。

では、更新団体について、No.1、NPO法人地域住民の安全生活応援団について御説明します。

こちらは更新登録で前回からの変更は事務局説明のとおりです。市は6月29日に事務局を訪問しまして、運行記録簿等書類を確認いたしました。このときに使用車両についても確認しまして、適正に管理と運営がなされているということを御報告いたします。

使用車両の変更届につきましては、5月26日に東京運輸支局に提出済みであるということを確認しています。

運転協力者のうち70歳以上の方は1名いらっしゃるんですが、運行管理責任者として運行の管理や点呼等を主に行っていること、やむなく運転の必要が生じた場合以外には送迎を行っていないということを確認しています。

そして、運転協力者の方には健康診断の受診を行って、その状況の把握、または対面での点呼を行って健康状態を確認しています。

運転時のアルコールチェックについても目視で行っているということです。

本市からは以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

続きまして、福生市から補足説明を更新団体の福生市社会福祉協議会及びNPO法人ケアサービスいずみの更新登録について御説明をお願いいたします。

【福生市】 福生市でございます。音は聞こえていますでしょうか。大丈夫でしょうか。

【運営協議会事務局】 はい、聞こえております。

【福生市】 よろしく願いいたします。

初めに福生市の需給状況について御説明いたします。

福生市は、本年4月1日現在で人口は5万6,193人となっております。

タクシーにつきましては2社運行しており計61台となっております。続いてユニバーサルデザインタクシーにつきましては1社5台、一般タクシー事業者の福祉車両につきましてはございません。介護タクシー事業者の福祉車両につきましては8社12台、いずれも本年3月31日時点の数値となります。福祉有償運送につきましては、本年4月1日現在で2団体7台となっております。

次に、介護保険要介護者認定につきまして、本年3月31日現在で2,044人、要支援者認定者につきまして569人となっております。

また、障害の認定者でございますが、身体障害者手帳所持者が1,594人、愛の手帳所持者が475人、精神障害者保健福祉手帳所持者が305人、いずれも本年3月31日時点の数値となります。

それでは、No. 2番、福生市社会福祉協議会について御説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は事務局の説明のとおりでございます。

本年6月3日に法人事務所を訪問いたしまして、運営記録簿等の書類の確認をいたしました。使用車両につきましても確認し、適正に管理運営がなされている状況を御報告いたします。

また、70歳以上のドライバーにつきましては、短時間、短距離の依頼をするようにし、依頼の電話時、当日の運行前に体調健康チェックを必ず行うようにしております。以上でございます。

続きまして、No. 3番、NPO法人ケアサービスいずみについて御説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。

本年6月3日に法人事務所を訪問いたしまして、運営記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況を御報告いたします。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは続きまして、三鷹市から補足説明を、更新団体のNPO法人みたかハンディキャブの更新登録についての説明をお願いいたします。

【三鷹市】 三鷹市でございます。音声聞こえますでしょうか。

【運営協議会事務局】 はい、聞こえております。

【三鷹市】 よろしく願いいたします。

初めに三鷹市の需給状況について御説明いたします。

三鷹市は、本年3月31日現在で人口は19万295人となっております。

タクシーにつきましては15社運行しており計500台となっております。続いて、ユニバ

ーサルデザインタクシーにつきましては14社959台、一般タクシー事業者の福祉車両につきましてはございません。介護タクシー事業者の福祉車両につきましては15社27台、福祉有償運送につきましては1団体8台となっております。

次に、介護保険の要介護認定者につきましては本年3月31日現在で5,962人、要支援認定者につきましては2,302人となっております。

また、障害の認定者でございますが、身体障害者手帳所持者が4,280人、愛の手帳所持者が1,186人、精神障害者保健福祉手帳所持者が2,170人、いずれも本年3月31日時点の数となります。

それでは、No. 4、NPO法人みたかハンディキャブについて御説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。

本年5月17日に法人事務所を訪問いたしまして、運営記録等の書類を確認いたしました。使用車両につきましても確認し適正に管理運営がなされている状況を御報告いたします。

現在70歳以上のドライバーが9名おり、その方々につきましては、事例報告会で情報交換や注意喚起をするとともに、シルバードライバーズ安全教室や三鷹警察による安全運転講習会を受講しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは続きまして、羽村市から補足説明を更新団体の羽村市社会福祉協議会更新登録についての御説明をお願いいたします。

【羽村市】 羽村市です。よろしく願いいたします。音声大丈夫でしょうか。

【運営協議会事務局】 はい、聞こえております。

【羽村市】 それでは、羽村市です。よろしく願いいたします。

初めに羽村市の需給状況について御説明いたします。

羽村市は、本年4月1日現在で人口は5万4,514人となっております。

タクシーにつきましては、2社が運行しておりまして計32台となっております。続いて、ユニバーサルデザインタクシー、一般タクシー事業者の福祉車両につきましては該当がございません。介護タクシー事業者の福祉車両につきましては8社13台、福祉有償運送につきましては1団体3台となっております。

次に介護保険の要介護認定者につきましては1,804人と、要支援認定者につきましては644人となっております。

また、障害の認定者でございますが、身体障害者手帳所持者が1,510人、愛の手帳所持者が512人、精神障害者保健福祉手帳所持者が613人となっております。

それでは続きまして、No. 5の社会福祉法人羽村市社会福祉協議会について御説明させていただきます。こちらは更新登録となります。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。

主な点としましては、令和3年6月22日付で代表者に変更がございました。

また、運転が13名、対象者が登録会員数60名となります。

本年6月3日に団体事務所を訪問いたしまして、運営記録簿等の書類を確認してあります。

使用車両につきましても確認し、適正に管理運営がなされている状況を報告いたします。

事故防止対策といたしましては、全てのドライバーを対象に安全運転講習及び普通救命講習を実施しており、日々の運行では運行前の車両点検、体温体調チェック、運行内容の確認、運転前後の酒気帯び確認、アルコール消毒を徹底していることも確認しております。

また、70歳以上のドライバーへの対応につきましては、羽村市社会福祉協議会において保険会社と連携した高齢者ドライバー向けの講習会を検討しているところでございます。

雑駁でございますが説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、最後に小平市から補足説明及び変更協議団体の特定非営利活動法人移動サービス・バイユアセルフの変更協議内容についての御説明をお願いいたします。

【小平市】 小平市でございます。音声は聞こえていますでしょうか。

【運営協議会事務局】 はい、聞こえております。

【小平市】 それでは、よろしくをお願いいたします。

初めに小平市の需給状況について御説明いたします。

資料3-5を御覧ください。

小平市は、本年4月1日現在で人口は19万5,014人となっております。

タクシーにつきましては5社運行しており計122台となっております。続いて、ユニバーサルデザインタクシーにつきましては4社24台、一般タクシー事業者の福祉車両についてはございません。介護タクシー事業者の福祉車両につきましては20社25台、福祉有償運送につきましては3団体8台となっております。こちらはいずれも本年3月31日時点の数値でございます。

次に、介護保険の要介護認定者につきましては6,686人、要支援認定者につきましては3,022人となっております。

また、障害の認定者でございますが、身体障害者手帳所持者が5,914人、愛の手帳所持者が1,730人、精神障害者保健福祉手帳所持者が2,367人となっております。こちらはいずれも本年4月1日時点での数値となります。

それでは、No. 6、特定非営利活動法人移動サービス・バイユアセルフの変更協議について御説明いたします。

今回変更となるのは運送の対価でございます。変更の理由につきましては事務局説明のとおり、複数乗車を実施することに伴うものでございます。これによりまして同一施設を利用する複数の障害者の送迎を効率的に行い業務の効率化を行うとともに、利便性の向上につなげるためのものでございます。

本市からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

これで今回の協議に関わる説明は全て終わりました。

これより質疑応答に移りたいと思います。

先ほど御説明されたとおり事務局から事前に質問のあった内容について読み上げていただくとともに、該当団体の方については質問に対する回答をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは事務局の方、お願いいたします。

【運営協議会事務局】 そうしましたら事務局のほうから事前に質問のあった事項についてそれぞれ読み上げをさせていただきたいと思います。

ちょっと画面のほうにも質問のあった質問表のほうを展開させていただきますので、よろしく願いいたします。

すみません、お待たせいたしました。

こちらが委員からいただいた意見・質問となっております。

まず共通事項といたしまして、御意見として今回更新時期が令和5年5月、または6月となりますが、今日すべき事項に変更が生じる場合は再度協議が必要となりますので、御了承くださいとのことです。

ほかは全ての更新団体様に対する質問となっております。

まず1つ目から申し上げます。

更新団体様につきまして、事故や苦情は特にありませんでしたでしょうかという御質問でございます。

先ほど説明いただいた順番で、ちょっと八王子市様から順にこちらに対する回答をいただければと思うんですが、よろしく願いいたします。

【地域住民の安全生活応援団】 地域住民の安全生活応援団です。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。お願いいたします。

【地域住民の安全生活応援団】 事故等は2年間なし。

それから、ドライバーへの点呼は私がほとんど毎朝、それから終了時に点呼とか健康状態を行っております。

【八王子市】 以上です。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

【八王子市】 八王子市ですが、個別の件は後ですかね。

【運営協議会事務局】 はい、そのほかの質問についてはまた後ほど御回答いただければと思いますので。

【運営協議会事務局】 また次の団体様のほうに、事故や苦情があったかどうかというところだけ一度御回答いただければと思っておりますので。八王子市様よろしいでしょうか。

【八王子市】 失礼いたしました。

【運営協議会事務局】 次の福生市様のほうに移らせていただきます。

そうしましたら福生市様のほうから事故や苦情が特にありませんでしたでしょうかという御質問に対する御回答をお願いいたします。

【福生市社会福祉協議会】 福生市社会福祉協議会と申します。よろしく願いします。

【運営協議会事務局】 お願いいたします。

【福生市社会福祉協議会】 事故や苦情は特にありませんでしたでしょうかということで、福生市社会福祉協議会では今のところ事故や苦情はありませんでした。以上です。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

ではケアサービスいずみ様の分につきまして御回答お願いいたします。

【ケアサービスいずみ】 ケアサービスいずみと申します。よろしくお願いいたします。

【運営協議会事務局】 お願いいたします。

【ケアサービスいずみ】 質問の内容に対しまして、現時点で送迎中の事故や苦情等はありません。以上です。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

そうしましたら続きまして、三鷹市様のほうからみたかハンディキャブ様のこちらの事故や苦情があったかどうかというところの回答をお願いいたします。

【みたかハンディキャブ】 みたかハンディキャブと申します。

特に大きな事故とか苦情等の話はございません。以上です。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

続きまして、羽村市様の羽村市社会福祉協議会様につきまして事故や苦情等があったかどうかというところの御回答をお願いいたします。

【羽村市社会福祉協議会】 羽村市社会福祉協議会と申します。よろしくお願ひします。

【運営協議会事務局】 お願いいたします。

【羽村市社会福祉協議会】 事故・苦情につきましてはございませんでした。以上です。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

では、こちら更新団体様に対する質問になりますので、小平市様については御回答いただかなくて大丈夫でございます。

では、次の質問に移らせていただきます。

またこれは全ての団体様についてなんですが、日々の運行管理について、ドライバーへの点呼方法を御教示くださいとの質問が出ております。

そうしましたら、またこちらの質問に対する回答について、八王子市の地域住民の安全生活応援団様のほうからそれぞれ回答をお願いいたします。

【八王子市】 すみません、八王子市役所です。

ごめんなさい、さっきのときに私の説明不足でまとめて回答してしまいましたので、省略で大丈夫でしょうか。

【運営協議会事務局】 すみません、かなり音声がちよっと、こちらだけかはちよっと分からないんですけど混線しているようで、念のためドライバーへの点呼方法をもう一度ちよっと教えていただいてもよろしいですか。

【地域住民の安全生活応援団】 すみません、地域住民の安全生活応援団の石本です。

【運営協議会事務局】 申し訳ありません、お願いいたします。

【地域住民の安全生活応援団】 日々の運行管理について、ドライバーへの点呼とか健康

状態は私が朝夕確実に行っております、運行管理車両を。以上でございます。

【運営協議会事務局】 恐れ入ります。ありがとうございました。

続きまして、福生市のほうから福生市社会福祉協議会様、こちらのドライバーへの点呼方法について御回答お願いいたします。

【福生市社会福祉協議会】 福生市社会福祉協議会、点検表と運行表を車に設置しており、運行日はそちらに運転ボランティアさんに記入をしていただきまして、体調の確認及びアルコールチェックも4月からはさせていただいて、職員が聞き取りと目視による確認をしています。アルコールチェックの記録に関してもつけさせていただいています。以上です。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

続きまして、福生市のNPO法人ケアサービスいずみ様でございますが、日々の運行管理についてドライバーへの点呼方法を御教示くださいということに対する回答お願いいたします。

【ケアサービスいずみ】 ケアサービスいずみからお答えいたします。

安全な運転のための確認表を2名体制、運転者と確認者で行っております。運転免許証の携帯、飲酒の有無、体調等の確認をしております。飲酒に関しましては、アルコール検知器を使って行っております。以上です。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

では続きまして、三鷹市のNPO法人みたかハンディキャブ様、御回答をお願いいたします。

【みたかハンディキャブ】 みたかハンディキャブでは、平日の9時から5時までについては事務所のほうにコーディネーターが詰めておりまして、必ずコーディネーターの面前にて、対面にてドライバーの点呼、それからアルコールチェッカーによる数値の記載、これは運行日誌のほうに数値を記載するというで行っております。

時間外での運行もあるんですけれども、時間外については、運行管理の責任者を決めておりまして、運行管理の責任者のほうに携帯電話によって点呼を行うというような方法を行っております。アルコールチェックの数値についても必ず聞き取りをするようにしております。以上です。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

続きまして、羽村市社会福祉協議会様のほうから御回答をお願いいたします。

【羽村市社会福祉協議会】 羽村市社協です。

安全な運転のための確認表を基に体調などの確認をしまして、体温測定及びアルコール検査を実施しております。あと当日の運行件数並びに利用者の住所と運行ルート等の確認をさせていただいております。以上です。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして小平市様のほうから特定非営利活動法人移動サービス・バイユアセルフのドライバーへの点呼方法を御教示くださいというところについて御回答いただければと思います。

【移動サービス・バイユアセルフ】 移動サービス・バイユアセルフのサカタと申します。聞こえていますでしょうか。

【運営協議会事務局】 はい、大丈夫です。

【移動サービス・バイユアセルフ】 運行管理について、事前に運行指示書というものを作成しまして、そこの当日の体調チェック、あと車両のチェックを記入するところがありまして、運行前と運行後に項目を記入していただいて、事務所にその後提出して、事務所の職員が確認するという方法を取っております。以上です。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

共通、皆様に対する質問はこちら以上でございまして、続きまして個別に団体様宛てに質問が出ているところについて事務局のほうから読み上げさせていただきます。

委員からNo. 1、地域住民の安全生活応援団様に対する質問でございます。

運賃について、過去の実績から平均を算出した距離・運賃のデータはないでしょうか。初乗りのみで比べてしまうと、2キロメートル乗車した場合ですと半額を超えており、またあまりないとは思いますが、仮に1キロメートルしか利用しない場合はタクシーと同等の金額になるため、実際はどのくらいの距離が多いのか、それに対してタクシーの2分の1程度の運賃となっているかを確認する必要があるかと思います。

こういった質問が出ております。八王子市様の地域住民の安全生活応援団様、御回答いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【地域住民の安全生活応援団】 八王子、地域住民の安全生活応援団です。

【運営協議会事務局】 お願いいたします。

【地域住民の安全生活応援団】 この質問について、過去の実績から平均を算出した距離・運賃のデータはありません。

それから、初乗りの件ですが、この初乗り500円ということに関してのあれなんです、私どもとしては平成22年8月26日に初めて運営協議会で許可をいただいてこの事業を始めまして、初めてこのような質問を受けましたが、ちょっと理解できない点があります。

ただ、タクシーの初乗り及び支出ということは、我々有償運送の場合と全く異なっているので、これだけを切り取ってタクシーと同等とか高いとかということは、私としては理解できません、10年現場においていろいろと高齢者、障害者の方たちを運送してきました。もしこの質問をされるのであれば、平成22年の初めての運営協議会のときに言っていたかかったと思います。そのときにこの料金体制で、現在までこの約10年間事業として運営してきましたが、ほぼ10年たった今になってこのような質問は御理解できません。もし法律とか何かに触れているのであれば訂正はいたします。以上です。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

では続きまして、このまま質問のほう続けさせていただきます。

No. 2、社会福祉法人福生市社会福祉協議会様に対する質問でございます。

こちらの質問は全てこちらに記載のあるとおり読み上げさせていただきます。

まず運賃について、運行区域内とはどういった運送ですか。登録を受けられている区域

は福生市であることから、福生市が発着のいずれかとならなければいけないため、念のための確認です。

こちら2点目といたしまして、利用者が多い運送はどのような運送ですか。こちら括弧書きで、例えば、市内で完結する運送が多い、市内からどこどこ市への運送が多い、市内から各周辺市町、主に〇〇市・〇〇町などが多いなど。米印として、一律500円とされていることから、近距離利用者と遠距離利用者で差が大きいのではないかという懸念です。当該運賃で既に運行されているため、過去の運営協議会において認められた運賃であることは承知しておりますが、改めての確認です。こちらが2点目です。

続きまして3点目、車両の任意保険がもうじき期限を迎える車両がありますが、更新のお手続は行う予定、もしくは既に行っておりますでしょうか。

こちらのほうについて質問が出ております。福生市社会福祉協議会様のほうから御回答いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【福生市社会福祉協議会】 福生市社会福祉協議会です。

まず1つ目、運賃について、運行区域はどういった運送ですかというところですが、対象者が福生市在住の方であるので、出発とあと到着の帰宅する御自宅などは必ず福生市となっております。ただ運行区域内という運行区域というのは、福生市外も含まれますので、目的地は福生市だけではありません。

2つ目の利用者が多い運送はどのような運送ですかというところですが、福生市内から市内への利用もあるのですが、福生市内からあきる野市や青梅市など近隣の市の利用をされる方も多いのが現状です。

運賃に関しましては、来年度以降の見直しの検討をしております。

次に、車両の任意保険の期限を迎える車両がありますということですが、もう任意保険の更新は完了しております、次は令和5年7月18日までの期限と更新されましたので、完了しております。以上です。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

では引き続きまして、今度はNo. 5、社会福祉法人羽村市社会福祉協議会様に対して質問がありますので、読み上げさせていただきます。

まず1点目、代表者の変更があるようですが、いつ変更になりましたでしょうか。支局に変更届をいただいていないようですので、提出していなければ早急に御提出願います。

続きまして2点目、身体障害者とその他の障害を有する者と、要介護・要支援認定者に運賃の差を設けている理由を御教示ください。

3点目、複数乗車ありとなっておりますが、複数乗車する際の運賃料金表はありますでしょうか。

4点目、ドライバーの運転免許について、もうじき期限が切れる方がいらっしゃいます。上から2番目の方というのが、恐らく更新の資料を御覧になっているかと思えます。こちらの方は更新されておりますでしょうか。それともこれから更新する予定でしょうか。

最後、5点目でございます。実績報告の御提出が確認できませんでしたが、御提出いた

だいていれば提出年月日を御教示いただけますでしょうか。

以上が羽村市社会福祉協議会様に対する質問となっておりますので、御回答をよろしくお願いたします。

【羽村市社会福祉協議会】 羽村市社会福祉協議会です。

まず1点目と5点目、1点目の代表者変更の変更届ですが提出しておりませんので、至急提出するようにいたします。続いて、実績報告書につきましても提出確認できておりませんので、大至急提出をさせていただきます。

続いて、2点目の身体障害者とその他の障害を有する者と要介護・要支援者の運賃の差を設けている理由というところなんです、平成19年度まで羽村市主体で運行されておりました移送サービスの中で、障害者支援の一環としまして半額の350円という設定をされておりました。そちらを引き続き同様に設定をさせていただいているというところなんです。

続きまして、複数乗車ありとなっておりますが、複数乗車する際の運賃料金表はありますかというところなんです、こちら設定はございません。

続いて4点目、ドライバーの運転免許証についてももうじき期限が切れるというところなんです、こちら本年6月30日に更新に行った旨確認を取れておりまして、写しのほうもこちらでいただいております。以上となります。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

では続いての質問に移らせていただきます。

No. 6、特定非営利活動法人移動サービス・バイユアセルフ様に対する質問でございます。

まず1点目でございます。複数乗車の利用頻度はどれぐらいの見通しでしょうかという質問です。

続いて2点目、複数乗車を行いたい御事情として、同一施設への送迎のほかに何かあれば御教示いただけますでしょうか。

続きまして3点目です。使用する車両の乗車定員を御教示ください。

以上3点の質問が出ておりますので、御回答をよろしくお願いたします。

【移動サービス・バイユアセルフ】 移動サービス・バイユアセルフです。

1点目、複数乗車の使用頻度、今のところ月1回か2回程度を考えています。これも月によって全くない、もしくはもう少し多くなるときもあるかと思うんですけども、その程度と考えています。

2点目、複数乗車の事情、同一施設への送迎のほかに何かあれば。これも利用者様からの要望として、徒歩で行けるぐらいの御近所の利用者さん同士が同じ車に乗って出発して同じ場所に行けないのかという話もちよっとありまして、その点からも複数乗車の今回申請をしています。

最後3点目、使用する車両の乗車定員、これはドライバーを除いて最大3名までの乗車定員、乗ることができます。以上です。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

では、委員からの質問については以上でございます。

質問のほう今度は委員から質問が出ておりますので、そちらのほうに移らせていただければと思います。

今画面上にも質問表のほうを表示させていただきますので、お待ちください。

お待たせいたしました。

そうしましたら、委員からの質問でございます。

まずNo. 2、社会福祉法人福生市社会福祉協議会様に対する質問でございます。

所属会員のうち身体障害者（2級7名、1級12名）と要介護者（要介護4が3名、要介護5が3名）のうち、1点目としては車椅子に乗って乗車する会員の数。2点目が車椅子に乗ったまま乗車する人で3点ベルトを正しく装着できている人の数。こちらについて質問をしておりますので、御回答をよろしくお願いいたします。

【福生市社会福祉協議会】 福生市社会福祉協議会です。

まず1点目の車椅子に乗って乗車する会員の数ですが、具体的に22名となります。現在利用のある方は自分の車椅子、または社会福祉協議会の貸出し用の車椅子を使用して車椅子で利用していただいています。そのほか25名中の3名は、現在利用がない状態で現状が分からなかったため、恐らく車椅子を利用されているかと思いますが、3名はちょっと不明となっております。

2点目の車椅子に乗ったまま乗車する人で3点ベルトを正しく装着できている人数ということですが、車椅子に乗ったまま乗車される方は、皆様3点ベルトを正しく装着して利用していただいています。以上です。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

では続きまして、委員のほうからNo. 4、NPO法人みたかハンディキャブ様について質問がありますので、読み上げさせていただきます。

まず1点目といたしまして、所有する車両で車椅子固定装置がある車両の数は何台か。

続きまして2点目が、所属会員のうち身体障害者（2級が16名、1級が46名）と要介護者（介護4が4名、要介護5が2名）のうち、先ほどの福生市社会福祉協議会様に対する質問と同じ質問ということなので、車椅子に乗って乗車する会員の数が何名いるか、車椅子に乗ったまま乗車する人で3点ベルトを正しく装着できている人の数が何名か、こちらについて御回答いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【三鷹市】 三鷹市でございます。

NPO法人みたかハンディキャブで車椅子固定装置がある車両の数は8台全てとなります。

2点目の車椅子に乗って乗車する会員の数は67人、3点ベルトを正しく装着できる人の数は四、五名ということになっています。以上です。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

それでは続きまして、No. 5、社会福祉法人羽村市社会福祉協議会様に対する委員からの質問でございます。

まず1点目といたしまして、所有する車両で車椅子固定装置がある車両の数。

2点目といたしまして、所属会員のうち身体障害者（2級が7名、1級が23名）と要介護者（要介護4が6名、要介護5が5名）のうち、先ほどと同じ質問内容でございますので、車椅子に乗って乗車する会員の数と車椅子に乗ったまま乗車する人で3点ベルトを正しく装着できている人の数、こちらが質問として上がっておりますので、御回答をよろしくお願いいたします。

【羽村市社会福祉協議会】 羽村市社会福祉協議会でございます。

1点目、固定装置がある車両の数としましては3台ございます。

続いて2点目の1、車椅子に乗って乗車する会員の数としましては、障害者2級の方が5人、1級の方が15人、要介護者のうち要介護4の方が3人、要介護5の方が4人です。

続いて、車椅子に乗ったまま3点ベルトを正しく装着できる人の数としましては、利用者の方全員が装着できる形になっております。以上です。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

そうしましたら、事前に質問のあった事項はこれで全て終わりとなります。

また、このまま質疑応答に入らせていただければと思いますので、皆様から質疑等あれば挙手ボタンを押していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会長】 すみません、事務局の方、よろしいでしょうか。

【運営協議会事務局】 はい、お願いいたします。

【会長】 八王子市の方が15時で退出したいというチャットがありましたので、まず八王子市に限って質疑応答を優先させたらどうでしょうか。

【運営協議会事務局】 はい、それでよろしいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】 私、会長として1点確認しなくちゃいけないんですけど、先ほど事務局が読み上げた八王子市の地域住民の安全生活応援団に対して、委員から、たしか地域住民の安全生活応援団は初乗り走行2キロに350円、タクシーの初乗り運賃が500円というところで担当官から御質問があったんですけど、これについてちょっと整理しなくちゃいけないと思うんですが、まず委員は今出られる状態なんでしょうか。委員は発言できる状況なんでしょうか。

【運営協議会事務局】 今確認をしておりますが、ちょっと今こちらのほうに出ておりませんので、そうですね、ちょっと内容についてはちょっとお話が先ほど該当の団体様からも出ていたので、その内容を事務局のほうから委員のほうにお話を持ち込ませていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

【会長】 すみません、今日この場で協議成立かどうかというのを諮らなくてはいけないもので、後ほど委員については私からクレームというか苦情を申し上げますので、まずは先ほどの委員の質問をもう一回ちょっと出していただけますか。

【運営協議会事務局】 八王子市様も今挙手ボタンを押しておりますので、私のほうで今資料のほうは画面に表示させていただきますので、少々お待ちくださいませ。

【会長】 各委員の方は、記憶をちょっとたどっていただかなくちゃいけないんですけど。

【運営協議会事務局】 今画面上に資料のほうを表示させていただいております。

【会長】 初乗りのみで比べてしまうと、2キロメートル乗車した場合ですと半額を超えており、またあまりないとは思いますが云々かんぬんと書いてあるんですけど、どうでしょうか、当然更新審査ですから3年前の運営協議会ですね、これで協議成立したんですけど、当時の委員の方で御記憶のある方はいらっしゃいますか。ちょっと私も断片的にしか記憶がないんですけど、いかがでしょうか。

当時委員いらっしゃったと思うんですが、委員、いかがですか。御記憶ありませんか。

【委員】 ちょっと記憶がないんですけども、ただこの場合は、半額を超える場合には實際上、利用者は何キロ平均乗っているのかということは確認していると思うんですよね。平均何キロ乗っているからこの料金だと2分の1条件を下回っているというふうに判断したんじゃないかと、僕は必ずそれはやっていると思います。

【会長】 私もそのように記憶しております。

一応、過去の実績から平均を算出した距離・運賃のデータはないんでしょうかという質問に対してはないということだったんですけど、実感としていかがなんでしょうか。実感で結構です、感想で。地域住民の安全生活応援団の方、大体の感想で結構ですのでいかがでしょうか。

【地域住民の安全生活応援団】 大体1キロなんていうことはほとんどゼロに等しいですよ。

【会長】 そうですよ。

【地域住民の安全生活応援団】 自宅から1キロといたら、6人で近場に買い物へ行くぐらいの人がいたらあれかもしれないけど、我々大体病院が主になりますので、1キロということはある得ないですけど、大体平均で、私も10年やっていて平均の五、六キロですね。

【会長】 分かりました。

【地域住民の安全生活応援団】 事務所のあるところから八王子の駅まででも五、六キロ、あの辺に病院が集中していますんでね、そんなことですから。ただ10年やってきてこのような質問だったからちょっと理解できないというのか、ほんまにそう思っています。

【会長】 五、六キロということで理解しました。

今後をお願いなんですけど、よろしければまた次の更新申請のときに運輸支局等から質問が出るかもしれませんから、距離・運賃のデータを取っておいていただけないでしょうかというお願いです。

【地域住民の安全生活応援団】 はい、分かりました。

【会長】 ということで、これについては運営協議会としてそのように理解するというところでよろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

特に御異議がなければ今の大体実感として病院まで五、六キロ、この辺のところを輸送

しているということで理解するという子の質問については……。

【委員】 よろしいですか。

【会長】 じゃあ委員から。

【委員】 タクシーの場合ですと輸送実績報告書というか必ずそこは出しているはずなんですね。そうすると実車キロってお客さんを乗せて走った距離というのは必ず出しているんですけども、こちら有償運送のほうでその辺は出さなくていいということになっているんですかね。もしそれが出すことになっていけばこういう問題は起きないんじゃないかと思うんですけどね。

【会長】 ここで運輸支局の方がお席にいらっしゃらないと困るんですよ。道路運送法上の規定はどうなっているのかという今質問を受けたんですけど、委員、何か、この辺はどうですか。今、委員も退室されちゃったもんで、詳しい方がいらっしゃらないもんで。

【委員】 私もその点についてはあまり詳しくないんですけども、ただとにかく運営協議会でもう10年やっていて、それからその後の承認というのを何回もやっているんだから、そのときに運行実績を聞かないということはまずあり得ないと思います。

だから、今会長が了解したように、ただ責任者のほうも平均5キロぐらいだよというようなことを言っていたけど、ちゃんと実績として出してもらったと思いますけどというふうにして僕は参加した感想としてはそういうふうに思っています。

【会長】 どうですか、事務局の方、実績データというのは福祉有償運送の規定上ありましたでしょうか。ちょっと私記憶にないんですが。

【運営協議会事務局】 そうですね、更新の資料を今確認いたしますので、お待ちください。

【会長】 じゃあ確認している間にどうぞ、委員から御質問、御意見あれば。

【委員】 今、会長がおっしゃったとおり、先ほどの委員の質問で八王子市さんに対する生活応援団の初乗りにおける半額超え云々というのはちょっと非常に違和感を感じたんですね。というのは、運賃の設定に当たっては、各団体そうだと思うんですけども、全体の実績だとか様々なケースの中で出しているものですし、1件だけ超えたからその金額はまずいとかということはちょっと理解があまりできなくて、当然各団体とも日々の時間だとか距離というのはデータ化していると思いますので、その辺は八王子市さんも持っていると思いますし、その辺はちょっと今回の委員の質問の趣旨についてはまた会長のほうから真意を御確認していただければと思います。

【会長】 それは事務局から確認していただくことで、特に実績データについての規定はなかったような記憶なんですけど。

【運営協議会事務局】 事務局のほうでも更新登録の際の書類の要件を確認させていただきました。距離とかそういったものの実績というのは、特にその要件は含まれておりませんでしたので、更新の際にはそちらの実績のデータを出しているとかそういったことはないようでございます。

【会長】 それでは、委員、御質問があれば。

【委員】 タクシーは、多摩地域は初乗り運賃は運賃改定したんですね。今回の協議会、3年前のときにはまだ旧運賃だったですから、初乗り730円でしたっけ、ですからその2分の1と考えれば350円は適切なんですけれども、今回は1.2キロ500円になっていますからそういうことで多分出たんじゃないかと思うんですけれども。審査の関係の方がいないですからね。

【会長】 分かりました。ありがとうございます、御指摘していただいて。

いずれにしてもどうしましょうか。八王子市の方が15時で退出ということですので、これについては質疑応答があったということでもよろしいですか。内容については事務局から確かめていただくということ。

【運営協議会事務局】 はい、承知いたしました。

【会長】 あと今後、地域住民の安全生活応援団の方については、実績データを取っていただけるとありがたいですねということです。規定ではないんですけどね。ということでお願いいたします。

それでは、すみません、私のほうにマイクはバトンタッチしていただけますでしょうか。

委員の皆さん、ほかの事項も含めて御意見、御質問等よろしくをお願いいたします。事前に出された書面以外のものでも結構です。ちょっと会議の終了15時になっていますので、1時間半ということですので、この質問された事項でも結構ですし、それ以外でも結構ですので、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

どうぞ、委員。

【委員】 先ほど委員の質問の中で、みたかさんへの質問でちょっと回答が聞き取れなかったので御確認なんですけど、使用する車両を固定する車両が8台あり、対象者が67名で、そのうち3点ベルトを装着できる人数のところの最後の人数がちょっと聞き取れなかったものですから、御確認のために教えていただければと思います。

【会長】 じゃあ当該の三鷹市の方、お願いできますか。

【三鷹市】 すみません、三鷹市です。

車椅子に乗って乗車する会員の数が67人で、次のそのうち3点ベルトを正しく装着できている人の数は4から5人というふうにしています。以上です。

【会長】 よろしいでしょうか、委員。

それでは委員、どうぞ。

【委員】 今の質問と同じことなんですけれども、大体車椅子の乗車するという人数がかなり多いですね。神奈川県でちょっと研究会をやっているんですけども、要するに高齢者で円背っていったってかなり背中が曲がっているような人の場合は、3点ベルトをやると顔の前に来ちゃうんですね、ベルトが。それで、現場の人がそれが大変だからといって3点ベルトじゃなくて2点ベルトでもって背中のほうに1点を回しているんです、顔に来ないように。

そういうような正しくない装着というのはどのぐらいあるのかなと思って質問したんですけども、何か今のみたかの場合はあれですか、3点ベルトを装着できる人が四、五名

ですか、確認しますけれども。

【会長】 三鷹市の方。

【みたかハンディキャブ】 ハンディキャブです。

車椅子に乗って乗車する会員の方は67人、非常に数が多いわけなんですけれども、実際に週に1回とか2回とか継続的に利用される方というのは67人じゃないんです。大体10人から20人ぐらいの特定の方なんです。その他の方は、例えば月に1回だとか年に何回みたいなの、そういうふうな使い方になっているんです。その20人ぐらいの間の五、六人の方がいろいろ体の状況なんかによって3点ベルトをしにくいと、できないというような状況がありますので、やむを得ず2点式で留めているというような状況です。

さらに、長距離で運行する場合には何とかして3点ベルトをしていただくというような形にしております。近場の場合には2点でもしようがないかなというふうな感じでやっているというのが状況です。

普通の車椅子だけではなくて、ストレッチャータイプの車椅子に乗っている方もいらっしゃいますので、それではもう3点ベルトをする意味がないというような感じにも、かなりリクライニングした状態になっているので、3点ベルトにする意味がないので、2点ベルトでやっているという状況です。

【会長】 委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 それが現実だと思います。今、委員の方のほうからも質問があったように、事故とか、それからそれに属するような事故の手前ですよ、そういったものがないですかということに対して比較的皆さん書いていないんですよ。

けど現実今、三鷹市さんのほうから言っているように、そういうようなケースがかなりあると思うんですよ。だからちょっと皆さんに注意喚起という意味でもってこの質問をあえてさせてもらったんですけれども。

だから3点ベルトというのは我々健常者というのは常識ですよ、これをやるのが。それでもって乗っているときの安全性を確保しているんですよ。それを確保できないというのはかなり問題あると思います。ただ皆さんの運転がお上手でそういう事故に至っていないというのが現状かもしれませんが、けどそうでない事例、それでもって亡くなったというふうに、時速40キロでもってぶつかって亡くなったという方がかなり出てきているんですよ、今これが。

そういう意味では、皆さんもし都合悪くなければそういう問題点というのはどんどん出していったほうが皆さんのためにも、それから利用する人たちのためにもいいんじゃないかなと思います。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

事務局のほうで議事録のほうに問題提起のほう記載をよろしくお願いいたします。

【運営協議会事務局】 はい、承知いたしました。

【会長】 ほかにいらっしゃいますでしょうか。質問、意見等、いらっしゃいますか、委員の方で。

すみません、かなり時間が迫っちゃっていますもんで、特に御意見等なければ、No. 1のNPO法人地域住民の安全生活応援団からNo. 6の特定非営利活動法人移動サービス・バイユアセルフまでの審査について、協議会として了承することでよろしいでしょうか。

【委員】 会長、ちょっといいですか。

【会長】 どうぞ、委員。

【委員】 各市が福祉輸送の現状というものを資料3-1から5まで出していますけれども、それでもって計算してみたんですけど、例えば八王子市さんの場合は、福祉有償運送で12団体で42台の福祉車両を持っていて、それで身体障害者数が1万5,000人なんですよね。そうすると1台当たり何人になるかというとなら357人にもなるんですよね。357人というとなら1年間は365日ですから、要するに各1台全部車両がフル運行しても1日に1人しか運べないという、だから1年に1回利用しかできない計算になりますよね。

それで、現状でもって皆さん、各市は福祉輸送というのは事足りていると思っているのかちょっと確認したいんです。

【会長】 八王子市の方、まだいらっしゃいますか。じゃあ八王子市の方、よろしく願いいたします。

【八王子市】 本当に今の御指摘とおっしゃるとおりで、今でさえ十分足りていますなんて誰に聞いても絶対言わないと確信しているんですけども、それだけじゃなくて、これから例えば後期高齢者で独り暮らしの方って大体2040年にかけて倍増していくんですよね。今のキャパシティで足りる足りないどころか、これから20年の間でどれだけ増やさなきゃいけないか。もちろん福祉有償が唯一の答えじゃないんですけども、公共交通なのか、自動車の自動運転なのか、その他のボランティアなのか、本当にいろんな方法はあるにしても移動の困難を抱えている方がこれからどんどん増えていくことは絶対に間違いなくて、1つでも増やす方法、支える方法というのを一生懸命考えていく、そういう前向きな場にしたいなあというふうには思っています。

【会長】 ありがとうございます。

委員、よろしいでしょうか。

【委員】 皆さんやっぱり共通しているんだなということを確認できました。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

すみません、ほかに特に御意見等ありますでしょうか。

(挙手する者なし)

なければ全ての案件について協議成立でよろしいでしょうか。

(了の意思表示あり)

【委員】 はい、問題ないです。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、皆様から了承をいただきましたので、設置要綱第7条の第2項に定める過半数以上の決が採れました。これに協議会として了承を得た旨を可決いたします。

次第4のその他の(1)登録団体のヒヤリハット等事例について、事務局から御説明をお願いいたします。

【運営協議会事務局】 それでは、事務局のほうから報告をさせていただきます。

配付しております資料4、登録団体におけるヒヤリハット等事例一覧表を御覧いただければと思います。今画面上にも共有をさせていただきます。

画面のほう出ておりますでしょうか。ヒヤリハット等事例一覧表でございます。

こちらは、令和4年4月5日付で各構成市町村に対して事務局のほうから調査を依頼いたしまして、各登録団体のヒヤリハット等事例と移送サービス中にありました軽微な事故の事例について団体ごとに取りまとめたものでございます。

ヒヤリハット事例につきましては、各団体様から様々な事例を上げていただきまして大変参考になるものと考えてございます。

特に印象的でございましたのが、小金井市様のNPO法人エンゼルの会様より報告いただいたもので、アルコールを多様に使用するため車内の警報器が鳴ったということで、コロナ禍においてアルコール消毒を徹底して行うことでこういった事例も起こり得るということは各事業所様においても大変参考になるものと感じたところでございます。

なお、こちらの資料につきましては、昨年度と同様に運営協議会で報告をした後、各市町村へ送付させていただきました。各市町村から各運送運営協議会様へ情報の提供をお願いしたいと考えているところでございます。

各団体の全ての具体的な事例につきましては、配付しております資料の4を御確認いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上で事務局からの報告を終わります。

【会長】 ありがとうございます。

これについて特に御質問、御意見はありますでしょうか。

(挙手する者なし)

特になければ、じゃあ本件については終了とさせていただきます。

次第の4の(2)その他についてでございます。

こちらは特段議事はございませんが、委員の皆様、何かございますでしょうか。特に御提起は委員の皆様からありますでしょうか。

(挙手する者なし)

なければ、私ちょっと先ほど触れました次回の運営協議会は2月になるというふう聞いておりますが、次回は運輸支局担当の方、確実にオンラインでの参加を事務局からぜひ強く求めていただけますでしょうか。というのは、運輸支局の御判断が協議成立に左右いたしますので、今までも運営協議会でかなり激しい議論も行われたこともあり、運輸支局の御判断って非常に重要だったんですね。ですから次回は必ずオンラインの状況を改善していただいて、確実に出席できるよう事務局から御連絡のほうよろしく申し上げます。

【運営協議会事務局】 はい、承知いたしました。

【会長】 それでは、マイクを事務局のほうに戻したいと思います。どうもありがとうございました。

【運営協議会事務局】 それじゃあ委員の皆様、長時間の会議大変お疲れさまでございました。

また、事務局から送付した資料ですとか資料内容について分かりづらい点多々あったかと思いますが、円滑な協議会運営に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

ここで令和4年度第2回の多摩地域福祉有償運送運営協議会の日程について御連絡をさせていただきます。

第2回につきましては、令和5年2月2日の木曜日、令和5年2月3日の金曜日開催を予定してございます。開催方法につきましては、今回と同様に原則ウェブ会議形式により開催ができればと考えてございます。

また、第2回の協議予定団体につきましてはかなりの多数、恐らく更新団体が20から23団体程度が予定されておりまして、相当な多数となる見込みでございます。今回よりも会議時間を多く取らせていただくことを想定してございますので、委員の皆様におかれましては、大変御多忙のところ恐縮ではございますが、調整の上御出席いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上でございます。本日は大変ありがとうございました。

これにて運営協議会は終了となりますので、順次退出していただいて結構でございます。今後ともよろしくお願いいたします。